



安心の広場

福岡本部 福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号
 〒810-0073 サンハイツ舞鶴306号
 TEL092-737-2345 FAX092-737-0500

筑紫出張所 筑紫野市二日市中央5丁目3番16号
 〒818-0072 丸明ビル106号
 TEL&FAX092-921-2130

宗像出張所 宗像市東郷2丁目1番43号
 〒811-3436 櫻井店舗101号
 TEL0940-72-1104 FAX0940-72-1105

NPO法人久留米 久留米市城南町16番5号
 〒830-0022 二宮ビル103号
 TEL&FAX0942-27-6122

NPO法人熊本 熊本市中央区上林町1番28号
 〒860-0847 上通センタービル305号
 TEL096-288-3292 FAX096-288-3293



Fukuoka

kurume

Kumamoto

住みなれた街ですっと暮らすために

目次	理事長 巻頭言	2頁	会員・支援者の広場	9頁
	広場に寄せて	3頁	トピックス	10頁
	第21回通常総会の開催	4頁	新会員獲得&告知板	11頁
	見守りサポーター制の導入について	8頁	貸借対照表	11頁
	相談・学びのコーナー	9頁	事件処理表	12頁

任意後見移行型の利用を

更に力強く推進しよう！

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 豊 留 一



第一の重点目標は、森山理事長のご指導のもと、平成二十六年年度の通常総会で「二十七年年度から法定後見から任意後見に基軸を移行する」という方針の大転換を決議して以降、掲げられてきた目標です。

本年度の第二十一回通常総会が、多数のご来賓の出席と五十名余の正会員の参加のもと開催され、重要案件が審議され、満場一致で可決されました。その中で本年度の事業推進に当たって、次の重点目標を可決・決定いたしました。

第一 任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大

第二 人材の確保と育成

第三 地域後見の推進

当法人では、「任意後見研究会」を中心に、①判断能力を補充する任意後見とその前段階の身体能力の減退を支援する後見型委任とが同価値だと評価し、②任意後見移行型の全体の仕組みを、財産管理から身上保護重視の後見へと刷新し、③移行型における適切な職務遂行の担保となる指導監督システムを充実・強化して、移行型の新しい職務を研究開発しました。その結果、地域住民のニーズに応える新しい任意後見移行型が誕生しました。その後、任意後見研究会

を中心に、契約内容を「身上保護重視」と「意思決定支援」の観点から、分かりやすい「図解図面」及び「リーフレット（中挟み資料）」による説明と、本人の意思、選好を把握するための「契約締結資料」に基づき契約を締結するというシステムを考案して、最大限「自己決定権の尊重」の理念に沿うよう運用しております。また、受任の習熟訓練も行つてまいりましたので、一定の効果を得ることができたと思っております。

去る六月五日の西日本新聞朝刊に、『身寄り亡き老後誰に託す？自分で選べる「任意後見」という記事が掲載されました。担当記者の方から、当法人に取材協力の依頼があり、樋口副理事長と対応しました。記事は、任意後見移行型の事務がきめ細かく紹介されており、当法人にとつても心強い紹介記事になりました。

任意後見移行型を基軸とする受任体制の整備拡大策は、法定後見と異なり、自己決定権の尊重の理念に適合

する上、副次的には、遺言支援や死後事務委任契約の締結にも結び付き、当法人の財政基盤の安定化にも寄与します。今年度は、今まで以上に力強く推進して行きましょう。

第二の重点目標の人材の確保と育成は、当法人にとりまして喫緊の課題です。創立時から平成三十年頃まで後見事務の主力を担っていたいた市民後見人育成研修第一期、二期生の方々の活動が見込めなくなっております。今年度の総会で、入金、年会費規定を一部改正して、入会時には入会金一万円のみをいただき、初年次の定額会費は免除することに決まりました。入会の勧誘がしやすくなりましたので、会員の皆様には、是非会員獲得のご協力をお願いいたします。

第三の重点目標の地域後見の推進は、当法人が後見制度の活性化を図るために提唱している基本理念です。

この基本理念を实践するための拠点づくりとして、昨年宗像地区で市民後見人育成研修を行い、現在新しいNPO

法人設立の準備を進めております。既に設立準備委員会を四回開催しまして、基本的な検討は終了しておりますので、今後は設立総会、NPO認証取得に向けての手続きを進めていきます。

また、糸島市におきましても、地域の要請もあり「糸島支所」を開設いたします。当法人は、糸島市で二十年にわたり無料相談会を行っております。糸島支所を開設すること、さらなる相談体制の充実を図り、地域に密着した後見支援体制を作っていきます。

これで、二年前に設立された久留米地区のNPOを含め、当法人の福岡都市圏における地域後見を推進する拠点づくりは一段落します。今後は各拠点におきまして、地域後見を強力に推進して、地域の皆様のご要望に応えてまいります。



広場に寄せて

「民法改正と地域共生
社会実現を支える本
法に期待すること」

福岡大学法科大学院教授

藤村 賢訓



福岡大学法科大学院の藤村賢訓と申します。成年後見法制を専門に研究してきたこともあり、森山前理事長にお声がけをいただき一昨年より正会員として大変お世話になっております。

このたび投稿の機会をいただきましたので、現在の法制審議会での改正議論につき、本法人への期待の側面から雑駁ながら述べさせていただきます。

(一) 法制審議会民法部会 での改正議論の契機

成年後見法制は、加齢や機能的な要因により意思表示困難となった人に対する民法上の法的支援制度ですが、現在法制審議会にて改正議論が行われています。議論の契機は①国連障害者条約委員会による民法改正を求める二〇二二年の総括所見への対応とともに、②近時の後見人による濫用事案等による信頼失墜への対応の二点とされています。

前者については国連障害者権利条約十二条の観点から、とりわけ障害分野での本人の権利擁護に関する議論を参照しつつ、現行の能力別代行決定から、本人の能力を奪うことなく可能な範囲で本人の意思を反映した決定を行うべきとする意思決定支援への制度転換であり、②の点は、法定後見においては家庭裁判所による監督が十分機能せず、濫用的後見がおこなわれていること、任意後見においては特に移行型任意後見について、本人の決定能力

が低下しているにもかかわらず、任意後見監督人の選任がなされないまま、当初の包括的委任契約が継続することによる問題点の解決などがあげられています。

また成年後見制度利用促進法が想定する独居高齢者等の社会資源の乏しい要保護者に対する中核機関を通じた公的後見制度の推進も併せて検討されています。

(二) 改正の具体的方向性について(中間試案たたき台)

法制審の議論は令和六年四月九日の初回会議を端緒に、現在まで十九回開催され、最新の第十九回会議では改正のための中間試案のたたき台の概要が示されました。今後八月前後を目途に中間試案がまとめられ、広く国民に対するパブリックコメントに付される段取りとなっています。中間試案の概要につき以下簡潔にご紹介いたします。まず改正の契機①の障害者権利条約への対応についてですが、総括所見は日本に対して以下の二点を求めています。

「(a)意思決定を代行する制

度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

(b)必要としうる支援の段階や様式にかかわらず、全ての障害者の自主性、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組みを設置すること」です。

現行民法は、人の判断能力に基づく能力評価を行い、その評価を基準に類型別(後見・保佐・補助)による代行決定を認め、その代わりに本人の権利が制限される仕組みです。また成年後見人の行動基準は、民法八五八条の身上配慮義務の解釈次第とされ、実際上は成年後見人に判断を委ねています。改正案はこの点を抜本的にあらため、あら

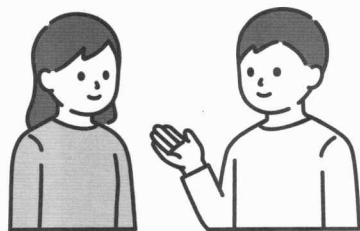
たに「保護者」として一本化し、「保護者」は本人の能力も踏まえた必要性に応じて支援項目ごとに代理権・同意権・取消権を付与するという形に置き換えることを提言します。これは現状、包括代理権を有する被後見類型が

中心である傾向を改め、「補助」類型のように本人のニーズに応じて必要最小限の支援を目指すことを原則とすることを意図しています。

契機②の濫用防止措置(監督の強化)ですが、①で述べたように「保護者」は、本人の状態に応じて個別に権限を設定されますので、制度上、本人の意向に反する(多くが本人の周辺の親族の意向に従う)決定がなされることを防止するとともに、具体的な支援実践においても、民法八五八条に適うかにつき、確認するプロセス(行動規範)を準備することを予定しています。また不適切な後見人に対する解任請求についても、時限的な後見を含めて改正の方向が示されています。

(三) 地域後見の実現に向けた改正議論(任意後見と市町村長申立等の整理)

任意後見契約については、法定後見に比して、本人の意向を反映しやすい点が優れた特徴とされていますが、利用が低迷しています。改正議論では移行型契約について、本人の意思能力低下の受任者に告知



義務を課すとともに、法定後見人との併存についても議論がなされています。また福祉法制等の規定を整理し、申立権者に中核機関を追加するとともに、現行の四親等内の親族を縮小する形で、親族間の奪い合い事案にも対応します。

(四) 本法人への期待

本法人は森山前理事長の下、後見制度発足当初から地域後見の実現・身上保護重視を目指して活動されてきた実績と経験があり、今後、中核機関を通じた公的後見の実施主体として大きな力を発揮することを確信しています。あらゆる人がどこにいても支援を受けられる後見の確立を目指して共に頑張りましょう。

第二十一回 通常総会の開催

令和七年六月二十一日（土）午後二時から、「アークホテルロイヤル福岡天神」において、正会員八十名（会場出席者五十一人、委任状、表決書提出者二十九人）が出席のもと、第二十一回通常総会が開催されました。

豊留理事長挨拶

本法人は創立されて二十一年を経過しました。昨年四月二十四日に創立者の森山理事長が逝去された後、私と樋口副理事長が急遽引継ぎ一年が経過しました。

運営には不慣れなことも多く、なかなかスムーズにはいかなかったような思いもありますが、理事、会員の皆様に支えていただき、令和六年度を終えることができましたことに心から感謝を申し上げます。

昨年、六月三日に森山理事長のお別れの会、六月二十二日に第二十回通常総会を開

催、その後、森山理事長が最後に企画された地域後見の実現として宗像地区成年後見育成研修を六月～十一月にか



令和7年6月21日(土) 第21回 通常総会 アークロイヤル福岡天神

けて実施し、三十七名の方に修了証書をお渡しすることができました。現在、宗像地区に新しいNPO法人を立ち上

げるための設立準備委員会を開催しており、年内に設立総会の開催を目指しているところ。

令和六年度事業の重点目標は、第一に任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大、第二に人材育成とその活動支援、第三に地域後見、各地域における相談体制の確立でありましたが、まだ十分な成果を出すに至らなかったことを残念に思っています。

令和七年度につきましても、前年度とほぼ似たような重点目標になっていますが、本法人も会員の高齢化がすすみ、第一期生、第二期生の会員が少なくなっています。組織の活性化を図るためには、若いボランティア精神の旺盛な方にお入りいただく必要があります。会員の方々には新規会員の獲得にご協力をお願い申し上げます。

また、七年度は、本事業の啓発・宣伝媒体であるホームページをわかりやすく、使いやすいものに全面的に改定し、一般の方にも一目で活動内容がわかり、相談に結び付

くような内容を目指して、今準備をすすめているところです。

本年度も安心サポートネットグループ間の連携を図り地域後見を推進し、NPO法人市民のための後見「サポート様をはじめ、市民後見NPOとの連携・協調、行政との協働事業を働きかけてまいります。

改めまして皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。す次第です。



審議事項

総会では、①令和六年度事業報告及び決算諸表の承認、②令和七年度事業計画案及び活動予算案の承認、③プロジェクトチームの課題と編成の承認、④人会金、会費及び賛助会費に関する規則の一部改正について、⑤役員改選、以上の五議案が松永議長のもとで審議され、全議案とも原案通り全員一致で可決承認されました。

令和七年度事業の 重点目標が決まる

第一任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大
第二人材の確保と育成
第三地域後見の推進、地域の
拠点づくり

本年度のプロジェクトチ ームの課題と編成について

プロジェクトチームは、本
法人の直面する課題について、
調査・研究を行い、相応の成
果を得る活動を行うものである。
令和七年度は次の通り編
成された。

「任意後見研究会」

チームリーダー 樋口健児
サブリーダー 高原勝利、
福村金子、大家廣明、松永崇

任意後見移行型の今後の
課題は受任体制の実践訓練
と人材育成である。併せて
今年度は基金規程の改正を
受けて、その制度の具体的
な活用運用方法等について
の検討も行いたい。

- (一) 任意後見移行型の受任
拡大に向けての習熟訓練
- (二) 「安心サポートネット

基金規程」の改正を受けて、
任意後見移行型の積極的な
活用方法等の検討

- (三) 任意後見委任者の方々
との親睦を図る会の継続

「初心者後見人支援の会」

チームリーダー 豊留一
サブリーダー 原田隆行

二ヶ月ごとに例会を開催
し、次のような内容で支援
の会を運営いたします。

- (一) 「後見事務処理日誌及
び収支計算書の手引き」を
使って、後見事務処理の基
礎知識を修得する。

- (二) 基本帳票の「後見事務
処理日誌」及び「収支計算書」
を正確に記載できるように
なるための個別指導を行う。

- (三) 法定後見の家裁への報
酬付与申立て・後見事務報
告書の作成指導、任意後見
移行型の本人及び任意後見
監督人への定期報告書の作
成指導を行う。

- (四) 業務部が担当している
処理案件の中から身上保護
に関するテーマを選び、具
体的な後見事務処理の技能
を修得する勉強を行う。

「業務のデジタル化 推進研究会」

チームリーダー 原田隆行
サブリーダー 福村金子

松永崇、畑諒太

- (一) DX化に向けて具体的事例
で検証する。これまでの業務フ
ローチャートの作成からさらに
一歩進み、パソコンを使って実際
に手順を操作し、点検をしていく。

- (二) 今年四月から、全国に統一
された「法定後見」関係の各種
書類への理解を深め、提出時の
ポイントなどを当法人内に資料
配布し、講習などとする。

- (三) AI(人工知能)のニュース
が流れない日はありません。
DX化にはAIは不可欠になつて
きています。業務フローチャー
トをよく理解した上で、その
活用を考えていきます。実際に
「Gemini」「Copilot」「Grok3」
などの無料AIをどう使える
か考えてみましょう。



「各地区における成年 後見制度研究会」

当法人は、地域後見の実現
を目的として、各地域の拠点
づくりを推進しています。今
年度も、筑紫野市、宗像市、
糸島市の各地区に「成年後見
制度研究会」を設置し、各研
究会では、それぞれの実情に
即し、それぞれの課題に挑戦
しています。

(一) 筑紫野市成年後見 制度研究会

チームリーダー 中嶋幸子
サブリーダー 西田勝彦

筑紫野市の協働受託事業
(講演、研究会、相談会)に
ついて、当法人の独自の相
談計画を加えて実施し、よ
り一層地域住民の信頼を高
めたいと考えています。

(二) 宗像地区成年後見研究会

チームリーダー 中村憲司
サブリーダー 與田達雄
石井喬志

昨年十一月に宗像出張所が
開所し、NPO法人「高齢者・
障がい者安心サポートネット
宗像」の本年度中の法人設立
を目指しています。

(三) 糸島地区成年後見研究会

チームリーダー 豊留一

当法人は、糸島市において
過去十五年以上にわたり無料
相談会を開設していろいろな
相談活動を行ってきましたが、
今年度は、地域の皆様の強い
要望もあり「安心サポートネッ
ト糸島支所」を開設し、糸島
地区の成年後見研究会の活動
拠点にもなります。



安心サポートネット入 会金、会費等に関する 規則の一部改正

新会員獲得を推進する観
点から、入会初年度におけ
る定額会費一万円は、免除
することになりました。

役員改選について

次の者、十二人が理事に選任された。

井芹浩文、大家廣明、川上政親、迫田登紀子、田中耕太郎、豊留一、中嶋幸子、中村憲司、仁部利次、樋口健児、福村金子（以上、重任）、西田勝彦（新任）

次の者、三名が監事に選任された。

井上清子、岡田節男、安田豊（以上、重任）

令和六年度事業の取り組み成果

一 事業の取り組み

当法人がこれまで掲げてきた「成年後見制度の活性化」の着実な継承を図るべく、「地域後見」と「身上保護重視の後見」の二大基本理念、四つの「活動指針」、及び三つの「安心サポートネットの文化」を基礎に次の重点目標を定めて、事業計画を実施してきた。

第一 任意後見移行型を基礎とした受任体制の整備・拡大
第二 人材の育成とその活動

支援

第三 地域後見、各地域における相談体制の確立

二 任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大

(一) 相談事件

昨年に引き続き、福岡本部では福岡市東区、西区、早良区、それに糸島地区で実施。宗像地区では、宗像研究会が実施。また、筑紫出張所では、筑紫野市、春日市で実施。相談事件の処理件数は、筑紫野市以外は総じて低調に推移した。

(二) 一般事件の受託状況

ア 第一種事件

六年度は合計三四八件、対前年度比一〇四％の伸びを示した。

イ 任意後見移行型契約の受託状況

六年度は福岡本部六件、筑紫出張所三件、NPO久留米一件であった。

ウ 第二種事件（後見人等受任）

六年度末までの受任者数は二九二人、その内、本人死亡等による終了者数は二二人である。したがって、今年度の後見人等就任数は六

四人である。

(三) 「任意後見移行型システム」の理解促進と活用

任意後見移行型は、「身上保護重視」と「意思決定支援」の観点から、分かり易い「図解図面」による説明と本人の意思、選好を把握するための「契約締結資料」に基づき、最大限「自己決定権の尊重」の理念に沿うよう運用されてきている。

また、この移行型の受任は、遺言支援や死後事務委任契約の締結にも結び付き、財政基盤の安定化に寄与するため、その受任の増加に努めてきた。

ア 移行型システムの理解と利用促進については、任意後見研究会において、当法人の「システム指針」を用いて、その理解と活用促進が図られている。また受任の習熟訓練についても、同研究会において、「図解図面」やリーフレットによる説明及び「契約締結資料」による本人の意思確認のノウハウの取得について、一定の効果を得ることができた。

イ 啓発・宣伝の充実につい

ては、広報誌「安心の広場」、「広報リーフレット」、「ホームページ」等を活用しているが、ホームページについては、全面的な見直しを検討中である。動画の作成など新たな啓発・宣伝の方法については、未達のまま終わった。

ウ 安心サポートネット基金の充実と活用

「障害者後見支援基金」の基準づくりは数年来の懸案であったが、任意後見研究会での「見守りサポーター制」、「複雑困難な事例に対する二人体制」、「新任の職務担当者に一定期間、経験者を付ける複数担当者制」などの導入検討を受け、「障害者後見支援基金」の支出基準を盛り込んだ「安心サポートネット基金規程」が改正、施行された。この改正を受け、障害者後見の質の向上、及び任意後見移行型の受任拡大が期待される。

(四) 事業収入

六年度の事業収入は、一八二万八八九六円であり、対前年度比〇・四七倍と大幅に減少した。これは主に寄付金の収入減によるものであり、

事業収入だけで比較すると対前年度比〇・七三倍の漸減となっている。

三 人材の育成

人材の育成は当法人の喫緊の課題である。各種研修の充実、プロジェクトチームの活動の活性化等の施策に忍耐強く取り組む必要がある。

(一) 後見人実務研究会

当法人を代表する研究会で、原則毎月一回の割合で開催。今期は、外部講師による講演と、職務担当者が抱える具体的な事例を題材とした全員参加型（グループワーク方式）による研修を実施して、会員の「後見マインド」の向上に努めた。

(二) プロジェクトチームの活動

ア 本部拠点チーム

「任意後見研」、「初心者後見人支援の会」、「業務のデジタル推進研」において、それぞれの課題解決に向けて取り組んだ。



イ 地域拠点チーム

「筑紫野市研」、「宗像地区研」、「糸島地区研」において、研究会や無料相談会の開催など、各地区相応の活動を行い成果を挙げた。

(三) 会員の増強と組織の充実

一人一会員の獲得運動は低調に推移したが、宗像地区市民後見人育成研修では、新たに三七名の市民後見人候補者が誕生、宗像地区におけるNPO法人設立に向けて効果的であった。

(四) 安心サポートネットの文化の醸成と定着

地域住民の多様なニーズに応え、信頼される業務処理を行うためには、事業遂行のあらゆる場面で、また、各会員の会話の中で、自然に「安心サポートネットの文化」が語られることが望ましい。令和六年度は、「後見人が承知しておくべき各種申請手続き（特に介護事務）」についての研修会を開催し、会員に対する啓発を行った。

四 「地域後見」の推進

(一) NPO法人宗像誕生に向けての準備

「地域後見」の実現から、

宗像地区での「市民後見NPO」設立に向け、準備委員会が開催されおり、設立総会、NPO認証取得の手続きを経て、令和七年度中には「NPO法人宗像（仮称）」が誕生の予定である。

(二) 市民後見NPOとの連携・協調

市民後見人を育成し、その活動を支援するためには、市民後見NPOとの連携・協調が不可欠である。その目的のために、相互に広報誌の配布や情報の交換を行ってきた。

(三) 地域における行政との協働

筑紫野市から相談業務と筑紫野市研の運営を受託している。

(四) 「安心サポートネット・グループ」の運用
ア 「安心サポートネット熊本」への支援

これまでと同様、当法人の後見実務研や任意後見研の参加等を通じ、事件受託業務の支援、ノウハウの提供等を行ってきた。

イ 「NPO安心サポート

ネット久留米」への支援

令和五年、同法人が設立、事業を開始したことを受け、自立して事件受託・処理が可能になるよう事件受託業務の支援、ノウハウの提供等、全面的な支援を行ってきた。

ウ 「NPO安心サポートネット生活」への支援

当法人が受託している死後事務や生活支援事務の一部を必要に応じ、再委託により支援を行ってきたが、今期は全体で二二五万円弱の委託を行った。



〔基本理念〕

- 地域後見の実現
- 身上保護重視の後見

〔活動方針〕

- (1) 個人の尊厳の保持と自立の支援
- (2) ボランティアを視野に入れた非営利活動
- (3) ネットワークの構築と活用
- (4) 公的サービスを分担

〔安心サポートネットの文化〕

- 第一 市民後見人としての自己研鑽・鍛錬
- 第二 支え合いによる共生社会の実現
- 第三 ニーズの把握とスピード感による適切な対応

—安心サポートネット
基金規程改正—
見守りサポーター
制の導入について

総務部 樋口 健児

一 本年五月一日付けをもつて「安心サポートネット基金規程」が改正され、親なき後問題対策の一つとしての「見守りサポーター制」が導入されました。本稿ではその仕組みやメリット等についてご説明します。

二 「親なき後問題」は、その名が示す通り、障がいのある子供さんをお持ちの親御さんが亡くなった後、あ

るいは亡くならないまでも、身体が不自由、あるいは判断力が不十分などにより、子供の面倒を看れなくなつた後、誰が子供の面倒を看てくれるか、子供の面倒をちゃんと看てくれる相応しい人がいるだろうかという、子供の今後の生活不安に対する問題であり、それに対してどう対処したら良いかという問題でもあります。

このように、親なき後問

題は子供さんの支援がメインですので、表立つては語られませんが、子供さんの面倒を看れなくなつた親御さん自身の今後の生活支援は誰がするかという点も、これまた重要な問題です。相談を受ける際、親御さん達もご自身の将来に対する不安を持っておられることを感じることがしばしばあります。

今回導入された見守りサポーター制は、親御さんの今後の生活を支える移行型の任意後見契約の中で、障がいのある子供さんも一定の範囲で支えるシステムです。

【仕組み】

(一) まず、障がいのある子供さんをお持ちの親御さんご自身が、将来、身体が不自由になつたり、判断力が不十分になつたりして、自立した生活ができなくなつた時に備えて、いわゆる「転ばぬ先の杖」として、移行型の任意後見契約を当法人と結びます。

(二) 同時に、その契約の中に、障がいのある子供さんの見守り行為、寄り添い行為などの支援もお願いする内容を盛り込みます。

(三) 支援方法としては、親御さんに対するサポートは職務担当者Aが行い、障がいのある子供さんには、職務担当者B、つまり「見守りサポーター」が付くという、一つの契約の中で、A、B、二人の職務担当者が付くシステムです。

そして、職務担当者二人に対する報酬や、子供に対する生活費(施設費)等の支給は、親御さんの財産から支払うという仕組みです。

(四) なお、障がいのある子供さんに個別の職務担当者(見守りサポーター)を付けるかについては、次の点に配慮する必要があります。

ア まず親御さんから、この制度を利用したいという要望があることが必要です。

親御さんの一番の心配は、親御さんが子供の面倒を看れなくなつた場合、自分に代わつて子供の面倒をちゃんと看てくれる「相応しい後見人」がいるか、どうかという点だと思えます。親御さんにとっては、この制度を利用することによって、子供の将来の後見人として相応しい人物(相応しい法人)かどうか、見定める期間にもなり得

ます。

イ 前記アにも関連しますが、子供さんの障がいの程度、あるいは、子供さん本人の意向等を考慮して、この制度を利用することが、親御さんと受任者、また、障がいのある子供さんと受任者間における信頼関係の醸成を図る上で「有益である」と考えられるような場合です。

【メリット】

本契約のメリットとしては、次の点が考えられます。

(一) この契約を結んでおけば、親御さん自身、万一のことがあつても、いざとなつた時は、子供の面倒を看てくれる人がいますので、自分の身体が動く限り、最後まで、子供の面倒を安心して見たいという親の気持ちを実現させる方法の一つになると思います。

(二) 移行型を構成する契約の一つである「後見型委任契約」は、当事者間で任意に結ぶ契約ですから、契約のスタート時期も、当事者間で、自由に決めることができます。そこで、親御さん自身が子供さんの面倒をみる間はこの制度を利用しなければ、月々の報酬や費用等を払わなくて済むというメ

リットがあります。この金銭的な点は、大きなメリットを感じられると思います。

(三) 障害のある子供さんに対する身上保護、財産管理という本来の支援をするためには、ゆくゆくは、子供本人を被後見人とする「法定後見制度」の利用にならざるを得ないと思えます。

この場合、誰が後見人になるかは、親御さんの大きな関心事の一つです。しかし、見守りサポーターとして子供さんとの信頼関係ができていれば、家庭裁判所に対し、これまで子供さんとの信頼関係を築いてきた当法人を後見人候補として強く推薦していただくことが可能ですし、親御さんとしても、子供さんの病状、性格、趣味、趣向などを承知している当法人であれば、安心して子供の将来を任せられるのではないのでしょうか。その時のために、代理権目録の中に、法定後見開始の申立て権限の代理権も入れておくことになります。



【まとめ】

この見守りサポーター制は、一つは、親御さん自身の将来の生活不安に対する「転ばぬ先の杖」を果たす移行型の任意後見契約の中で、子供の面倒もしっかり見たいという親の気持ちを「安心して実現できる方法の一つ」になると思います。

そして、もう一つは、障がいのある子供さんが、ゆくゆく法定後見制度を利用するようになった場合、「見守りサポーター」「当法人」が、子供さんの後見人候補者になり得るよう、見守りサポーターという仕事を通して、親御さん、そして子供さんとの信頼関係を醸成しておく期間、そのための制度でもあるということが言えると思います。



後見等事務における裁判所への報告書式改訂について

総務部 大家 廣明

【質問】 今回、被後見人A様の職務担当者様を拝命しましたが、裁判所へ提出する報告書の様式について教えてください。

【回答】 後見・保佐・補助事務について福岡家庭裁判所に提出する報告書等の様式については、令和七年四月一日から、全国共通の書式に変更することとされましたので、ご留意願います。

一 後見等に就任後初めて行う報告が、従前は「事務報告書（就職時）」でしたが、「後見等事務報告（初回報報告）」となり、身上保護についての項目が追加されています。

二 定期報告は、ご本人A様の誕生月の前月までの事務を誕生月の末日までに報告することは従前のとおりです。報告書の様式は、「後見等事務報告書（定期報告）」に改定され、添付書類も従前の「定期収支表」は廃止

され、「収支状況報告書」と「収支予定表」を添付することとされました。

三 報酬付与申立てについては、申立書の様式に変更はありませんが、「報酬付与申立事情説明書」の様式が改訂されており、特に報酬の算定において考慮してほしい事情がある場合は、事務の内容ごとに「報酬付与申立事情説明書別紙」に記載することとされました。

なお、当法人で従前から提出していましたが後見事務処理日誌は添付しないこととなりました。ただし、当法人では、同日誌により後見業務が適正に行われていることを点検しておりますので、報告する場合には、従前どおり同日誌も併せて業務部門に提出願います。

成年後見人等の報告書

報酬付与申立事情説明書



会員・支援者の広場

市民後見人として職務担当した活動から

正会員 岡田 節男

小生、サラリーマン時代は生命保険業界に長きにわたり籍をおき十数か所転勤後、現職を離れ連れ添いの縁で福岡居住となり現在に至っております。

当時も人の人生を預かる仕事にかかわり、提案をする企業・個人に対して責任を持った設計提案をすることを職員一同に徹底した教育をおこなってきたものです。

十数年前に前森山理事長とひよんなことから縁が生まれ、安心サポーターの理念、特に理事長との話の中で必ずノーマライゼーション、特に高齢者、障がい者の支援（サポーター）を日常的に行うことは勿論、毎月定期的に会員のホローアップ研修にと、安心サポーターの理念に心動かされ現在に至っています。

後見業務は親族及び士業の職務と理解していましたが、前森山理事長から市民後見人の用語と意義を聞きメンバーの一員となりました。

現在まで成年後見の職務担当二名の内一名は四年位の担当で、お亡くなりになりました。任意後見の職務担当は一名で今年の初春を迎えお亡くなりになり、現在一名の成年後見の職務担当をしています。

職務担当を携わる中での日常行動は、会員の皆様と一緒と思われませんが、先ずは①法人（安心サポーターの理念）として信用を損なわないこと、②被後見人の終末期の人生を預かる担当者として、何を必要とするかを常に考えて、身上保護の重要性を感じながら行動をしています。

一、二経験談を述べさせていただきます、三人とも施設入所されていましたので施設職員との情報収集、共有は当たり前で、それ以外にその方の歩んだ人生談の中で如何に情報を集めるかに最新の神経を使います。

お一人は、ご高齢の百歳の方で天寿を全うされ、面談時に

戦争は絶対ダメと口癖のように言われていました。南方戦線で銃弾が未だに体内にあり、歩行をすることは厳しい状態にあるが、他は元氣な方でした。話を戻しますが終戦時からは何年かは戦友会が行われていたが、高齢になりいつの間にか会も行われなくなつたようです。仲間と旧交をかわした時代をとでもなつかしく話しておられ、過去の名簿の中から情報が得られないものかと思つていた矢先に西日本新聞のコラム欄に同年輩の方の同様な記事がありました。早速、新聞社に連絡、新聞社からは個人情報なので身内からの申し出であればということ、すぐさま身内に連絡して提示したところ戦友であることが判明、その後、双方の施設にて面談して旧交を温めることが実現しました。

中で、お互いの顔を見ての意思共有できる対応はないものかと検討する中で、ズーム面会を病院に依頼するも了解されなかつた。さらに検討している中で本部メンバーから、病院のタブレットから携帯電話のラインを利用して姉の施設側のラインに発信して面談するのはいかかとの提案があり、早速実施することとなり現在に至っています。

初めて職務担当者になつて

正会員

宗像出張所 工藤 一雄

安心サポートネットの令和六年度市民後見人育成研修の修了後に正会員として入会しました。私は令和五年の十月末で前職を退職していますが、その後は宗像地区成年後見研究会にも所属しています。今は宗像出張所が立ち上がり、NPO法人化に向けて設立準備委員会も大詰めに入っています。入会して一年目ですが、本部から声をかけられ、ある方の法人後見の申立て事務を担当してみました。豊留理事長を始め、幾人もの職員さんから手助けがあつてようやくできました。

さて、その方について裁判所の審判が下り、私がついに職務担当者として後見事務を担当することになりました。私にとつては初めての体験であり、申立てから担当をしていた方です。襟を正す気持ちで向かい合う気持ちでいます。本人は認知症があるものの、日常生活動作は自立しており、一見おしゃべりで達者な方という印象でした。

ところが、審判後の財産目録を作成する段階で、入居時には高額のお座残高があつたにもかかわらず、現在は残高百万円台といつほとんど無くなつている状況に直面しました。年金収入はありますが、毎月若干の赤字ですので、いずれは別の施設を探すなど、いろいろな工夫が必要になつてくることにもなりかねません。

私は、前職の社会福祉協議会で、日常生活自立支援事業など幾人かの金銭管理を担当してきましたが、中には勝手に何度も銀行に通帳の紛失届を出されて、その都度本人と話し合わなければならぬケースもありました。金銭搾取してくる親戚と対面して話をつけて

本人世帯と契約することもありました。私はこのような個別支援業務は好きな方で、積極的に取り組んできました。

今回のケースはいずれとも違つていますが、いい勉強ができる良いスタートを切つたと考えています。今後のみなさんへの指導・鞭撻をよろしくお願いいたします。

トピックス

宗像地区新法人 設立準備報告

宗像地区成年後見研究会

中村 憲司

宗像地区においては昨年度六月八日～十一月二日の間、市役所会議室を会場に五十時間の市民後見人育成研修を実施し、三十七名の新しい市民後見人候補者の誕生を見ることに出来ました。この成果については、豊留理事長を先頭とする本部執行部、職員や安心サポート会員の皆様方の全面的なご協力のおかげだと感謝

し、この紙面を借りてお礼申し上げます。

私たち地元の会員十数名も全力を挙げてこの事業に取り組みましたが結果を残すことが出来たことを大変嬉しく思い、今後の活動の糧としたいと思います。

現在、新法人設立準備は、本部執行部の指導の下、八名の準備委員の皆さんのご協力で月一回三月～六月計四回開催予定のうち三回が無事終了し、残すところ第四回のみとなりました。先達の熊本（井芹理事長）、



第二回 NPO 宗像設立準備委員会

直近の久留米(川上理事長)のアドバイス、情報提供を頂きながら設立趣旨書、定款、役員名簿、事業計画書、事業予算書等の作成を検討・議論し、成案を得るという目標地点近くまで来ています。最終回の六月二十八日までには以上の必要書類の作成を終わり、皆さんに承認して頂いた上で、設立総会に臨みたいと考えております。

今後のスケジュールの概略は、七月下旬〜八月上旬に設立総会、九月末県への申請、十一月下旬〜十二月上旬県からの設立認可、十二月中旬法務局への設立登記、その後の設立祝賀会!!

順調に行つた場合ですが、どんな落とし穴、障壁が待ち受けているかわかりませんので用心しながらそろそろと歩んで行きましょう。

以上簡単ではありますがが宗像地区の設立準備報告をさせて頂き、今後とも会員の皆様方のご協力、ご支援を心よりお願い申し上げます。

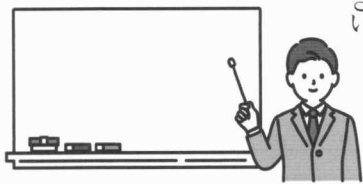


日本成年後見法学会 第二十二回学術大会に 参加して

正会員 松永崇

五月三十日(土)、日本成年後見法学会が東京都千代田区の明治大学駿河台キャンパスで開催されました。統一テーマは「成年後見法の海外の動向とわが国における法改正」でした。「諸外国における成年後見法制の動向」や「現在の成年後見法改正の動向」について、講演とパネルディスカッションが行われました。

基礎知識のない専門外の学会に初めて参加しましたが、法学会の雰囲気を知ることができ、レジュメに沿った新たな知識を得ることができました。本学術大会に興味のある方は、関係資料がありますので、ご連絡ください。



令和7年4月30日現在

特定非営利活動法人 高齢者・障害者安心サポートネット

令和6年度 貸借対照表

(単位:円)

科 目		金 額	
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
現金	217,479		
預貯金	16,581,375		
その他流動資産	359,700		
流動資産合計		17,158,554	
2. 固定資産			
特定資産	147,296,952		
損害賠償準備資産	30,403,408		
安心サポートネット基金資産	105,057,824		
障害者支援基金資産	11,835,720		
その他固定資産	255,841		
敷金	440,000		
固定資産合計		147,992,793	
資産合計			165,151,347
Ⅱ 負債の部			
流動負債			
前受金	4,025,000		
未払金	139,926		
その他流動負債	8,379,876		
流動負債合計		12,544,802	
負債合計			12,544,802
Ⅲ 正味財産の部			
前期繰越正味財産額	160,371,988		
当期正味財産増減額	△ 7,765,443		
正味財産合計			152,606,545
負債及び正味財産合計			165,151,347

(注記:1) 使途等が制約された寄付金等の内訳

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は152,606,545円ですが、そのうち147,296,952円は損害賠償準備金と安心サポートネット基金事業と障害者支援基金事業に使用される財産です。したがって使途が制約されていない正味財産は5,309,593円です。

(単位:円)

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
損害賠償準備金	30,316,703	86,705		30,403,408	
安心サポートネット基金事業	107,590,069	5,357,517	7,889,762	105,057,824	
障害者支援基金事業	11,830,304	5,416		11,835,720	
合計	149,737,076	5,449,638	7,889,762	147,296,952	

(注記:2) 敷金の内の320,000円 その他固定資産の内の221,912円(什器備品の未償却残高)は安心サポートネット基金事業での資産です。

新会員獲得

当法人が更に一層充実、発展の道をたどるためには、会員の増強は必須です。新会員獲得に向けて、皆様方の更なるご協力をお願いいたします。

正会員加入者

(令和六年十一月二日)

令和七年四月三十日まで

団体 有限会社相互不動産
個人 権藤理仁様
藤木由美子様

告知板

寄付者紹介(敬称略)

有難うございました。ご寄付をいただいたお気持ちを大切に活かしてまいります。(令和六年十一月一日〜令和七年四月三十日まで、NPO安心サポート福岡受領分)

福岡市 大家 廣明 三万円
福岡市 匿名希望 一万円
福岡市 豊留 一 五万円
筑紫野市 田中 昭 五万円
合計四名 金 十五万円

安心サポートネット・グループ事件処理表

令和7年4月末日現在

		福岡本部受託				筑紫出張所受託				NPO 久留米受託				合計		
		本部処理		会員配分		筑紫処理		会員配分		久留米処理		会員配分				
		既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	計
第1種	遺産分割協議支援	2	1			5	1			0	2			7	4	11
	遺言支援	6	4(2)			5	0			7	2			18	6(2)	24(2)
	法定後見開始申立支援	1	1			2	1			1	0			4	2	6
	任意後見契約の締結支援	6	2			3	2(2)			1	2			10	6(2)	16(2)
	任意後見移行型締結支援	6	2			3	2(2)			1	3			10	7(2)	17(2)
	後見監督人選任申立	1	0			0	0			0	0			1	0	1
	相続・表示等登記	0	0	2		0	0	9	3	0	0			11	3	14
	遺言執行者受任	1	40(3)			3	88(14)			1	5			5	133(17)	138(17)
	死後事務処理契約支援	1	51(2)			7	41(7)			3				8	95(9)	103(9)
	その他(不動産売却・講演等)	2	0	1		4	2	4	2	2	1			13	5	18
	合計	26	101(7)	3	0	32	137(25)	13	5	13	18	0	0	87	261(32)	348(32)

※第1種() 書きは、取下げ等により年度途中で終了したもの。<内数>

		就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	計
		就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	計
第2種	法定後見人受任	47(38)		6(5)		73(59)	0	7(6)		5				138(108)	0	138(108)
	法定後見監督人受任													0	0	0
	任意後見人受任	4(4)	76(21)		1(1)	14(8)	59(21)	2(1)		1				20(13)	137(43)	157(56)
	任意後見監督人受任	1(1)				6(5)	0							7(6)	0	7(6)
	後見型委任受任	31(23)	57(13)	1(1)		23(23)	55(17)			1				55(47)	113(30)	168(77)
	その他(財産管理人等)	36(28)		6(4)		20(17)	3(2)	9(4)						71(53)	3(2)	74(55)
	合計	119(94)	133(34)	13(10)	1(1)	136(112)	117(40)	18(11)	0	5	2	0	0	291(227)	253(75)	544(302)

※第2種() 書きは、中途死亡・任期満了等により終了したもの。<内数>

相談 件数		就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	計
		就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	計
		就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	計
相談 件数	特別相談会		90				102				30				222	
	常設相談会		4				105				25				134	
	合計		94				207				55				356	

正会員、賛助会員募集のお知らせ！

賛助会員を募集！

成年後見人制度の
活性化に尽力する当法人
をご支援願います。

応募詳細はホームページ
に記載しています。

<http://anshin-net.jp/>



正会員を募集！

高齢者・障害者の福祉を支えるやり甲斐のある
お仕事です。心から歓迎します。

今年も蒸し暑い夏がやってきました。現在、地球温暖化は進行中で、世界の平均気温は、産業革命前と比較して約一五度上昇、この値を超える、さらに温暖化が急激に進み、もう元には戻れない状態になると言われています。この温暖化により異常気象や生態系への影響が顕著に現れ、「夏に蚊が少なくなった」と感じている人も多いのではないのでしょうか？蚊は三十五度以上で活発に活動しなくなり、四十度で生きていられなくなるそうです。

さて、人体の熱収支から算出された「暑さ指数」が三十一以上になると、年齢とともに体温調節機能が衰えてくる高齢者にとって、熱中症のリスクが極めて高くなるので十分注意が必要です。

また、今年四月からは、「暑さ指数」が三十五以上になると、「熱中症特別警戒アラート」が発表されています。警戒アラートなどの指標を軽視することなく、適切な冷房対

編集後記

策をして、夏の後半と残暑を健康に過ごしていきたいと思います。

編集担当として、多くの方にご寄稿いただきましたことに、心から感謝申し上げます。(松永記)

サポートネット基金を充実しよう！

困窮している障害者後見や任意後見の利用が困難な人達の支援が目的。
是非とも、基金への拠出を呼びかけよう！

